

令和2年10月26日

公益社団法人愛知労働基準協会 会長 西村 司 殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書

厚生労働省では、毎年11月の「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施し、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進することとしています。

働き方の見直しを進めるためには、経営トップによるメッセージ発信や、勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワーク、ノー残業デーの設定、年次有給休暇を活用した連休の実現（プラスワン休暇）など、各々の企業の実情に応じた取組により、長時間労働を前提とした労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための取組等を積極的に行っていただくことが重要です。

貴団体におかれましては、これまで、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けて御協力をいただくとともに、自社の働き方改革等により、下請等中小業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和2年4月1日からは時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されており、長時間労働の削減を進めるため、厚生労働省では、

- ① 長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた監督指導の強化
 - ② 休暇の取得促進を始めとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化
- を2つの柱として、省を挙げて取り組んでいるところです。

今後とも、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえた働き方も模索しながら、長時間労働削減を始めとする働き方の見直しへ向け、様々な取組を実施していく方針ですので、引き続き、御協力をお願い申し上げます。

愛知労働局長
伊藤 正史

